

# 始まりました！子ども・子育て支援新制度



今年4月から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを支援するための『子ども・子育て支援新制度』がスタートしました。詳しくは内閣府や市のホームページ、またはこども課(本庁舎2階)や各保育所(園)で配布している『しおり』をご覧ください。

**新制度に移行した幼稚園・認定こども園、保育所(園)を利用するには認定の申請が必要です。**

## 認定区分

### 1号認定

お子さんが、満3歳以上で教育を希望する場合

### 2号認定

お子さんが、満3歳以上で保育を必要とし、保育所などで保育を希望する場合

### 3号認定

お子さんが、満3歳未満で保育を必要とし、保育所などで保育を希望する場合

## 1号認定で利用希望の場合



- ①幼稚園、認定こども園に直接利用申し込みをする
- ②幼稚園、認定こども園から入所の内定を受ける
- ③幼稚園、認定こども園を通じて利用の認定を申請
- ④幼稚園、認定こども園を通じて市から認定証が交付される
- ⑤幼稚園、認定こども園と契約する

## 2・3号認定で利用希望の場合



- ①保育所(園)、認定こども園に保育認定を申請する
- ②市から認定証が交付される
- ③申請者の希望する施設の状況に応じて市が利用調整する
- ④利用先の施設が決定したら、保育所(園)、認定こども園と契約する

**地域型保育事業所に申し込む場合も同様の申請が必要です。**